

滋賀県の情報公開・個人情報保護

平成16年度 運用状況報告書

滋 賀 県

滋賀県の情報公開制度

1 はじめに

滋賀県では、県民参加による身近で開かれた県政を推進するための仕組みの一つとして、昭和 62 年 10 月に「滋賀県公文書の公開等に関する条例」を制定して、昭和 63 年 4 月から公文書公開を実施してきました。平成 12 年 10 月には、地方分権の進展や行政運営の透明性の向上、説明責任がより一層求められるようになってきたこと、また、国においても情報公開法が制定されたことなどを踏まえ、「滋賀県公文書の公開等に関する条例」の全面的な見直しを行い、「滋賀県情報公開条例」を制定し、平成 13 年 4 月 1 日から施行しています。

県では条例前文にも示されている、「県の保有する情報は県民の共有財産であり、公開が原則である」という理念に則って、「公文書公開制度」と「情報公開の総合的な推進」を二つの柱として情報公開を進め、県政運営の透明性の確保に努めながら、県民の皆さんと情報を共有して協働による県政を進めていくこととしています。

2 情報公開制度のあらまし

(1) 公文書公開制度

公文書公開制度は、実施機関の保有している公文書を公開請求に基づき公開する制度で、情報公開制度の中心となるものです。

ア 公文書公開制度を実施する機関 [条例第 2 条第 1 項]

知事 議会 教育委員会 選挙管理委員会 人事委員会
監査委員 公安委員会 警察本部長 労働委員会 収用委員会
海区漁業調整委員会 内水面漁場管理委員会 公営企業管理者

イ 公開請求の対象となる公文書 [条例第 2 条第 2 項]

公開請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとなります。ただし、公報、官報、白書等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの、県立近代美術館などの県の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別な管理がなされているものは、除かれます。

なお、議会については平成 11 年 10 月 1 日以降に、また、公安委員会および警察本部長については平成 14 年 4 月 1 日以降に、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものが対象となります。

ウ 公開請求権者 [条例第 4 条]

「何人も」、すなわち県民の方だけでなく、県外の方でも、どなた（どの団体）でも公開請求をすることができます。

エ 公開請求の方法 [条例第 5 条]

公文書の公開請求は、氏名、住所、公開を請求する公文書の名称等を記載した「公文書公開請求書」を実施機関に提出することにより行うこととしています。

なお、公開請求の相談および案内の窓口として、本庁に「県民情報室」を、各地域振興局（湖南・甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西の県下 6 か所）に「行政情報コーナー」を、警察本部に「警察県民センター情報公開推進室」を設け、各警察署（県下 15 か所）は警務課がこの窓口となっています。

オ 非公開情報 [条例第 6 条]

公開請求のあった公文書は公開が原則ですが、例外として次の情報が記録されている場合は、公開できない場合があります。

（ア）個人に関する情報 [第 1 号]

個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報など

（イ）法人等に関する情報 [第 2 号]

法人その他の団体に関する情報や事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等や当該個人の正当な利益を害するおそれのある情報など

（ウ）公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報 [第 3 号]

公にすることにより、犯罪の予防・捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

（エ）法令または条例の規定により非公開とされる情報 [第 4 号]

法令等の規定により非公開とされている情報

（オ）審議、検討または協議に関する情報 [第 5 号]

県の機関等の内部または相互間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報など

（カ）事務の円滑な実施を困難にする情報 [第 6 号]

県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報など

カ 部分公開 [条例第 7 条]

公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分を容易に分離できるときは、原則公開の理念に基づいて、当該公文書の全部を非公開とするのではなく、非公開部分を除いて可能な限り公開すべきこととされています。

キ 公益上の理由による裁量的公開 [条例第 8 条]

公開請求に係る公文書に非公開情報（第 6 条第 4 号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは公開することができるものとされています。

ク 公文書の存否に関する情報 [条例第 9 条]

公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公

開請求を拒否することができるかとされています。

ケ 公開請求に対する決定および決定期限 [条例第10条・第11条・第12条]

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求があった日から 15 日以内に公開するかどうかの決定を行わなければならないと、また、非公開とする部分がある場合には非公開とする理由を示さなければならないとされています。

公開請求のあった日から 15 日以内に決定することができない正当な理由があるときは、30 日を限度として決定期間を延長することができるかとされています。

なお、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から 45 日以内にそのすべてについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合については、「公開決定等の期限の特例」(条例第 12 条) の規定があります。

コ 公開の実施および費用負担

公開の実施の方法には、閲覧、聴取、視聴または写しの交付があります。

公文書の閲覧、聴取および視聴については無料ですが、公文書の写しの交付また送付に要する費用は公開請求者の負担となります。

サ 不服申立て [条例第 3 章]

実施機関の行った公開請求に対する決定について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

当該不服申立てに対する決定または裁決をすべき実施機関は、滋賀県情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、不服申立てに対する決定または裁決を行うこととなります。

(2) 情報公開の総合的な推進

滋賀県では、条例の目的である「県民と県との協働による県政の進展に寄与する」ために、公文書公開制度の、請求に基づく公文書の公開にとどまらず、積極的に県の保有する情報の公開を行い、情報公開の総合的な推進を図っています。

ア 情報提供制度

(ア) 行政資料の閲覧・貸出・写しの交付

情報公開制度の窓口として設置している本庁の県民情報室や各振興局等の行政情報コーナーにおいて、県刊行物や統計資料等の閲覧や貸出、有償での写しの交付を行い、県政情報の提供に努めています。

(イ) 県刊行物の有償頒布

県の保有する情報を広く県民等の利用に供するため、平成 12 年度から「県刊行物の有償頒布に関する要領」を施行し、県が作成する刊行物の有償頒布を実施しています。

イ 県民政策コメント制度

滋賀県では、県の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、県民とのパートナーシップによる県政の推進に資することを目的として、平成 12 年度から「滋賀県民政策コメント制度に関する要綱」を施行しています。

県民政策コメント制度は、県政の基本的な政策を立案する過程において、当該立案に係る政策の趣旨、内容等の必要な事項を県民等に公表し、これらについて提出された県民等の意見、情報および専門的な知識を反映させる機会を確保する手続をいい、対象となるものは以下のものとなっています。

- (ア) 県の長期構想、県行政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定およびこれらの重要な改定
- (イ) 県行政に関する基本方針を定め、または県民に義務を課し、もしくは権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。）の制定または改廃に係る案の策定（迅速性または緊急性を要するものおよび軽微なものを除く。）

ウ 附属機関等の会議の公開

滋賀県では、政策形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るために、「附属機関等の会議の公開等に関する指針」を策定し、平成 12 年度から運用しており、滋賀県情報公開条例第 6 条各号に規定する非公開情報を審議する場合などを除き、附属機関等の会議を公開することとしています。

- (ア) 会議の開催の周知

公開の会議を開催する場合には、開催の日時、場所、議題、傍聴手続等を記した会議開催案内を県民情報室や行政情報コーナーに掲示するとともに県のホームページに掲載することなどによりお知らせしています。

- (イ) 公開の方法

会議の傍聴および議事録等の会議結果の公表の方法により行っています。

エ 出資法人の情報公開

滋賀県では、県の出資法人について、当該出資の公共性にかんがみ、滋賀県情報公開条例第 34 条の規定に基づいて、「出資法人の情報公開の推進に関する指導指針」(平成 13 年 1 月 31 日制定)を定めて、出資法人の情報公開を推進しています。

- (ア) 対象となる出資法人

対象となる出資法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を出資している法人で次のいずれかに該当するものをいいます。

県が資本金等の 4 分の 1 以上を出資し、かつ、県の出資割合が最も高い法人

- (に掲げる法人を除く。)

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 152 条第 2 項に規定する法人に該当する法人

- (イ) 出資法人において実施する情報公開制度

出資法人の経営状況等に関する資料の公表

上記（ア）の または に該当するすべての出資法人が対象となっています。

出資法人が定める規程等に基づき、当該出資法人がその保有する文書について滋賀県情報公開条例に準じた公開制度（文書公開制度）の実施

上記（ア）の に該当する出資法人のうち県が資本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人および上記（ア）の に該当する法人が対象となっています。

平成16年度の情報公開制度の実施状況

1 公文書公開制度

(1) 公文書公開請求の状況

平成16年度における公文書公開請求件数は514件で、前年度の361件に比べて42.3%と大幅に増加し、昭和63年度の制度開始以来、最多の請求件数となりました。

このことから、情報公開制度が県民等のみなさんの間で身近な制度となりつつあることがわかります。

表1 公文書公開請求件数の状況 (件)

区分	県民情報室 (本庁)	行政情報コーナー (振興局等)	警察県民センター (警察本部)	その他の機関	計
昭和63～平成14年度	1,358	260	24	85	1,727
平成15年度	186	113	31	31	361
平成16年度	230	171	65	48	514
計	1,774	544	120	164	2,602

注1 件数は、請求書一枚を1件としてカウントしたものである。

2 平成12年度までの件数は、請求と申出の合計となっている(以下同じ。「申出」とは、滋賀県公文書の公開等に関する条例(旧条例)下で定められていた県外在住者等の請求権者以外の者からのものをいう)。

(2) 公文書公開請求の請求者別内訳

平成15年度の公文書公開の請求者別の内訳は、表2のとおりです。

その内訳は、「県内、個人」が223件と最も多く、次に「県内、法人・その他の団体」が164件となっており、「個人」と「法人・その他の団体」を合わせた県内の請求者が全体の75.3%を占めています。

表2 公文書公開請求の請求者別内訳 上段：件数 下段：構成比

	県内	県外	計
個人	223	63	286
	53.5%	10.5%	64.0%
法人・その他の団体	164	64	228
	20.5%	15.5%	36.0%
計	387	127	514
	75.3%	24.7%	100%

(3) 公文書公開請求の実施機関別内訳

公文書公開請求のあった実施機関別内訳は表3のとおりです。

平成16年度における公文書公開請求の実施機関別内訳は、知事部局が405件で全体の78.8%を占めています。一方、議会や教育委員会などの知事部局以外の実施機関では、109件もの請求がありました。

知事部局の部局別（振興局等、地方機関分含む）で見ると、土木交通部が最も多い176件、次いで琵琶湖環境部が99件、健康福祉部が64件という状況でした。知事部局以外の実施機関で最も多かったのは警察本部で、65件もの請求がありました。

内容的には土木交通部の場合、建設業許可申請書、工事成績評定表、道路標識に関する資料の請求が多数ありました。琵琶湖環境部の場合、産業廃棄物処理場や排水や排ガスなどの調査結果などの資料等の請求が多数ありました。健康福祉部に対する請求は、倍増しましたが、これは「新規に開設された診療所の届出日又開業日、名称、所在地の一覧」の請求が多数あったことによるものです。警察本部に対する請求も大幅に増加しましたが、これは警察本部に係る会計文書に係る請求が多数あったことによるものです。

表3 公文書公開請求の実施機関別内訳

左欄：件数 右欄：構成比

実施機関	昭和63～平成14年度		平成15年度		平成16年度		合計	
知事	1,522	87.6%	308	83.0%	405	76.7%	2,235	84.8%
政策調整部	40	2.3%	9	2.4%	14	2.7%	63	2.4%
総務部	294	16.9%	19	5.1%	16	3.0%	329	12.5%
県民文化生活部	206	11.9%	3	0.8%	11	2.1%	220	8.3%
琵琶湖環境部	312	18.0%	51	13.7%	99	18.8%	462	17.5%
健康福祉部	210	12.1%	37	10.0%	64	12.1%	311	11.8%
商工観光労働部	18	1.0%	2	0.5%	1	0.2%	21	0.8%
農政水産部	128	7.4%	19	5.1%	23	4.4%	170	6.4%
土木交通部	276	15.9%	166	44.7%	176	33.3%	618	23.4%
出納局	38	2.2%	2	0.5%	1	0.2%	41	1.6%
議会	24	1.4%	7	1.9%	19	3.6%	50	1.9%
教育委員会	104	6.0%	6	1.6%	29	5.5%	139	5.3%
選挙管理委員会	32	1.8%	16	4.3%	7	1.3%	55	2.1%
人事委員会	4	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.2%
監査委員	16	0.9%	1	0.3%	0	0.0%	17	0.6%
公安委員会	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
警察本部長	25	1.4%	33	8.9%	65	12.3%	123	4.7%
労働委員会	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
収用委員会	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
海区漁業調整委員会	4	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.2%
内水面漁場管理委員会	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
公営企業管理者	4	0.2%	0	0.0%	3	0.6%	7	0.3%
合計	1,738	100%	371	100%	528	100%	2,637	100%

注 1 件の請求で複数の部局にわたるものがあるので、合計数が表1の公文書公開請求件数より多くなっている。各部局別内訳は、各部関係の出先機関分を含んだもの。

(4) 公文書公開請求の決定状況

公文書の公開請求に対する決定状況は、表4のとおりです。

平成16年度における公文書公開請求の決定状況は、公開が195件、部分公開が267件、非公開（不存在を除く）が11件、不存在が21件、取下げが20件でした。

表4 公文書公開請求の決定状況

区分	請求件数	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ
昭和63～平成14年度	1727	729	820	37	97	44
平成15年度	361	157	186	2	12	4
平成16年度	514	195	267	11	21	20
合計	2602	1081	1273	50	130	68

(5) 非公開決定等の理由別内訳

平成16年度に部分公開・非公開（不存在を除く）決定を行った278件についての非公開理由は、個人に関する情報（条例第6条第1号該当）によるものが195件と最も多く、全体の半数以上を占めています。次いで、法人等に関する情報（条例第6条第2号該当）が多く、個人に関する情報と合わせると、全体の約8割を占めています。

表5 非公開決定等の理由別内訳

上段：件数
下段：構成比

非公開理由	昭和63～平成12年度	平成13～平成15年度		平成16年度
		件数	構成比	
個人情報 (条例第6条第1号)	465 37.3%	310 55.4%		195 53.1%
法人情報 (条例第6条第2号)	281 22.6%	164 29.3%		101 27.5%
公共安全情報 (条例第6条第3号)	286 23.0%	17 3.0%		25 6.8%
法令秘情報 (条例第6条第4号)	2 0.2%	2 0.4%		1 0.3%
機関委任事務情報 (条例第6条第5号)	3 0.2%	7 1.3%		4 1.1%
意思形成過程情報 (条例第6条第6号)	49 3.9%	60 10.7%		41 11.2%
行政運営情報 (条例第6条第7号)	142 11.4%			
国等協力関係情報 (条例第6条第8号)	17 1.4%			
合計	1,245 100%	560 100%		367 100%

注1 平成12年度までは、滋賀県公文書の公開等に関する条例に基づく非公開理由。また、平成12年度については、同条例の一部改正により機関委任事務情報（条例第6条第5号）が削除され、条例第6条第6号から第8号までの号数が一つずつ繰り上がっている。

2 1件で非公開理由が複数あるものがあるため、非公開理由の適用数の合計は、部分公開・非公開決定件数を上回っている。

(6) 不服申立て、情報公開審査会の審査および実施機関の処理の状況

滋賀県情報公開審査会は、学識経験者や一般公募者等7人以内の委員で構成されています。情報公開審査会は、非公開決定等について不服申立てがあった場合に実施機関から諮問を受け、実施機関が行った決定の当否について審議を行うほか、情報公開制度の運営・改善について公正中立な立場から建議を行う附属機関です。

平成16年度は、不服申立てが過去最高の6件ありました。滋賀県情報公開審査会は、計10回開催され、不服申立てに係る諮問事案等について審議しました。

平成16年度の実施機関の処理状況は、平成15年度に滋賀県情報公開審査会から答申を受けた2件について、答申を尊重した決定を行いました。

表6 不服申立て、審査会の審査および実施機関の処理の状況

年度	不服申立ての状況				
	不服申立て係属件数	内訳		諮問前取下げ	未諮問
		前年度からの繰越件数	当年度中申立て件数		
平成16年度	6	0	6	0	0

情報公開審査会									
諮問係属件数	内訳		諮問の取下げ	答申件数	内訳				審議中
	前年度からの繰越件数	当年度中諮問件数			原処分妥当	一部取消し	取消し	却下	
6	0	6	0	0					6

実施機関の処理					
決定裁決	内訳				未処理(答申後)
	認容	一部認容	棄却	却下	
2		1	1		

表7 平成16年度の情報公開審査会の諮問案件の内容および処理状況

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
29	「警察署捜査費関係文書」	警察本部長	審査請求 H16. 4.20	審議中	
		一部公開 H16. 3.29	諮問 H16. 5.31		
30	「県立高等学校長通勤届等 関係文書」	教育委員会	審査請求 H16. 9.22	審議中	
		非公開 H16. 8. 4	諮問 H16.10.18		
31	「産廃処理状況報告リスト 関係文書」	知事	異議申立て H16.10.20	審議中	
		一部公開 H16.10.18	諮問 H16.11. 1		
32	「意見交換会録音テープ」	知事	異議申立て H16.10.20	審議中	
		一部公開 H16.10.18	諮問 H16.11. 1		
33	「県立中学校出願者数総括 表関係文書」	教育委員会	審査請求 H17. 2.17	審議中	
		一部公開 H17. 2.14	諮問 H17. 3.22		
34	「県立中学校入試合否判定 資料関係文書」	教育委員会	審査請求 H17. 2.17	審議中	
		一部公開 H17. 2.14	諮問 H17. 3.22		

注 平成16年度末現在の状況である。

表 8 平成16年度の情報公開審査会答申の概要

なし。

平成 16 年度は答申はありませんでした（諮問案件はいずれも審議中であった）。

表9 情報公開審査会の開催状況

回	開催年月日	審 議 事 項	審 議 の 内 容
第115回	H16.4.30	・照会第2号（道路公社料金徴収業務委託関係）	道路課より説明聴取
第116回	H16.6.15	・照会第2号（道路公社料金徴収業務委託関係）	道路公社より説明聴取
第117回	H16.7.16	・照会第2号（道路公社料金徴収業務委託関係）	異議申出人より意見聴取
第118回	H16.9.3	・照会第2号（道路公社料金徴収業務委託関係）	審議
第119回	H16.9.28	・照会第2号（道路公社料金徴収業務委託関係）	審議（H16.10.4 回答）
		・諮問第29号（警察署捜査費関係）	諮問実施機関から説明聴取
第120回	H16.10.28	・諮問第29号（警察署捜査費関係）	審査請求人より意見聴取
第121回	H16.11.25	・諮問第29号（警察署捜査費関係）	審議
第122回	H16.12.21	・諮問第29号（警察署捜査費関係）	諮問実施機関から説明聴取
第123回	H17.2.1	・諮問第29号（警察署捜査費関係）	審議
		・諮問第30号（県立高等学校長通勤届等関係）	審議
第124回	H17.3.4	・諮問第29号（警察署捜査費関係）	審議
		・諮問第30号（県立高等学校長通勤届等関係）	諮問実施機関から説明聴取

〔参考〕 滋賀県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
市 川 正 人	立命館大学法科大学院教授	会長代理
佐 伯 彰 洋	同志社大学法学部教授	
重 原 文 江	公 募 委 員	
西 居 咲 子	大津商工会議所女性会会長	
藤 井 喬	元中小企業団体中央会専務理事	
野 洲 和 博	弁 護 士	会長
山 本 為 三	滋賀文化短期大学教授	

（平成17年3月現在）

2 情報提供制度

(1) 情報提供の状況

情報提供の総合窓口である本庁の県民情報室と各振興局等の行政情報コーナーでは、公文書公開の相談、受付を行うとともに、刊行物、行政関係資料、統計資料等を開架し、閲覧、複写、貸出等を行うとともに、県民政策コメント制度やしがベンチマーク、附属機関等の会議の公開に係る会議録などの資料を公表しています。警察本部でも警察県民センターを設け、警察関係の資料等を開架し、閲覧、複写等を行っています。

平成 16 年度における県民情報室および行政情報コーナー、警察県民センターの利用状況や情報提供の状況は、表 10 のとおりです。

また、県民情報室における平成 16 年度の情報提供の状況をより詳しく示しているのが表 11 で、資料の分類別の閲覧および情報提供に伴う写しの交付の状況を表しています。

表10 平成16年度の情報提供の状況

区 分	県民情報室	行政情報コーナ-	警察県民センタ-	合 計	
利用者数(人)	9,062	7,580	11	16,653	
内 訳	来室	8,773	7,256	8	16,037
	文書	1	172		173
	電話	288	152	3	443
	情報提供件数(件)	9,066	7,177	10	16,253
内 訳	案内相談	1,031	3,866	1	4,898
	閲覧	4,725	1,732	1	6,458
	資料提供	3,115	1,577	8	4,700
	貸出	195	2		197
写しの交付(枚)	89,462	30,769	45	120,276	
内 訳	単色コピー	89,330	30,710	44	120,084
	その他	132	59	1	192

表11 県民情報室における閲覧および写しの交付の状況(平成16年度)

上段：件数・枚数 下段：構成比

分類別	閲覧	写しの交付	主な資料名
行政一般	1,451 (37.5%)	22,707 (29.1%)	滋賀県統計書、国勢調査報告書、推計人口、人口と世帯数、県公報、官報、当初予算案・重要施策の概要、重要施策大綱、県政政策コメント、県議会議案書・会議録、県例規集、行政情報提供資料、市町村広報・統計書、新湖国ストーリー2010、施策評価表、県政世論調査、付属機関等会議録、出資法人情報公開資料
生活・環境	332 (8.6%)	11,415 (14.6%)	環境影響評価書、県環境白書、滋賀県環境総合計画、滋賀県の廃棄物、一般廃棄物処理広域化計画、琵琶湖と自然、県民経済計算年報、家計調査年報、消費者物価指数、社会生活基本調査、消費者購買動向調査、特定非営利活動法人、琵琶湖水質調査報告書、琵琶湖研究所所報、マザーレイク21計画
文化・レジャー	130 (3.4%)	839 (1.1%)	滋賀県史、市町村史、文化財目録、遺跡地図、りっぶる淡海、観光入込客統計調査、旅券発行状況、琵琶湖博物館研究調査報告
福祉	44 (1.1%)	261 (0.3%)	社会福祉施設要覧、淡海ゴールドプラン、健康福祉総合ビジョン、障害福祉の手引き、健康福祉統計年報、淡海エンゼルプラン
保健・医療	43 (1.1%)	1,527 (2.0%)	衛生統計年報、地域保健医療計画、医療施設病院調査、患者調査、滋賀の水道、生活衛生の概要
商業・工業	222 (5.7%)	2,489 (3.2%)	工業統計調査、商業統計調査、事業所・企業統計調査報告、滋賀の商工業、工場適地調査、滋賀県経済指標、工場用地の案内
労働・賃金	40 (1.0%)	209 (0.3%)	毎月勤労統計調査、就業構造基本調査、賃金構造基本調査、労働白書、職業統計年報、労働関係各種賃与金制度、滋賀の労働経済事情
交通・運輸	31 (0.8%)	281 (0.4%)	交通情勢調査表、滋賀の交通
農林・水産	142 (3.7%)	1,263 (1.6%)	農林水産統計年報、農業センサス、漁業センサス、滋賀の農林水産業、滋賀の水産、滋賀の漁港、林業統計要覧、滋賀県の集落営農
土木	1,008 (26.0%)	30,594 (39.1%)	滋賀県の都市計画、都市計画図、滋賀の下水道事業、土木要覧、河川港湾漁業調査、滋賀県の公園緑地、経営事項審査結果通知書、設計便覧、実施設計積算単価表、土木工事標準積算基準書、建設工事発注見通し、建設工事等入札参加資格者名簿、指名停止について、工事必携
住宅・建築	115 (3.0%)	715 (0.9%)	住宅行政の概要、土地利用基本計画、土地利用の現状と対策、地価公示価格、住宅統計調査、新設住宅着工状況
防災・防犯	49 (1.3%)	490 (0.6%)	地域防災計画、消防年報、滋賀県災害誌、水防計画、滋賀の砂防、気象年報、地震観測記録報告書、滋賀の犯罪、少年非行のあらまし、少年通報
教育	135 (3.5%)	3,520 (4.5%)	学校基本調査、滋賀県の教育統計、教育の歩み、学校便覧、滋賀の青少年、生徒指導実践の手引き、環境教育実践事例集、視聴覚教育教材データ
その他	131 (3.4%)	1,836 (2.3%)	各省庁白書、他府県統計書、他府県史、国際統計、各種年鑑、新聞
合計	3,873 (100%)	78,146 (100%)	-

閲覧は、閲覧票に記入されたもののみを集計しているため、情報提供集計表における閲覧数とは一致しない。

(2) 県刊行物の有償頒布制度

本県では、県の保有する情報を広く県民等に利用していただくために、平成12年度から「県刊行物の有償頒布制度」を実施しています。

平成16年度は、45種類の刊行物等を有償刊行物に指定し、合計で908部を頒布しました（平成16年度以前に指定したのものも一部含む）。平成16年度の頒布実績額は60万3,170円となっています。

表12 有償刊行物頒布実績

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
頒布部数	1,490	1,399	1,059	897	908
頒布金額	¥2,272,450	¥997,910	¥821,390	¥707,040	¥603,170

表13 平成16年度の有償刊行物頒布状況

刊行物名	作成課	価格	頒布部数	頒布金額
平成16年度(2004年度) 滋賀県重要施策大綱	企画調整課	¥250	83	¥20,750
平成15年(2003年)版 環境白書 資料編	水政課	¥360	53	¥19,080
平成16年度 滋賀県の下水道事業	下水道計画課	¥310	51	¥15,810
中期戦略プログラム	企画調整課	¥110	51	¥5,610
平成15年(2003年)度版 環境白書	水政課	¥2,590	44	¥113,960
平成16年度 学校便覧	教育委員会事務局総務課	¥140	31	¥4,340
滋賀の水産(平成16年度)	水産課	¥610	31	¥18,910
平成16年(2004年)度版 環境白書	水政課	¥1,200	30	¥36,000
滋賀県推計人口年報 平成15年(2003年)10月1日現在	統計課	¥360	29	¥10,440
平成16年度 しがの農林水産業	農政課	¥90	27	¥2,430
滋賀県の廃棄物 平成15年度	廃棄物対策課	¥250	27	¥6,750
滋賀県中期計画	企画調整課	¥1,630	25	¥40,750
滋賀県の都市計画2003(改訂版)	都市計画課	¥480	24	¥11,520
滋賀のみち	道路課	¥1,550	22	¥34,100
平成15年度 学校便覧	教育委員会事務局総務課	¥140	21	¥2,940
滋賀県都市計画総括図(10万分の1)	都市計画課	¥1,610	20	¥32,200
平成16年度 滋賀県私立学校要覧	総務課	¥70	19	¥1,330
淡海ゴールドプラン(2003改訂版)	レイカディア推進課	¥360	15	¥5,400
平成15年度 滋賀県の下水道事業	下水道計画課	¥330	15	¥4,950
平成16年度 教育行政重点施策	教育委員会事務局総務課	¥190	10	¥1,900
その他			280	¥214,000
合計			908	¥603,170

有償刊行物の購入等に関する案内は、滋賀県ホームページ内の「県刊行物の有償頒布」(<http://www.pref.shiga.jp/b/kemmin-j/010322c/kankou.htm>)に掲載していますのでご覧下さい。

3 出資法人の情報公開

(1) 出資法人の情報公開制度の対象となる出資法人の範囲

本県の出資法人の情報公開制度は、情報公開条例第34条の規定に基づいて、平成13年10月からスタートし、それぞれ対象となる出資法人において、経営状況等に関する資料の公表（以下「経営状況資料の公表」という。）および出資法人がその保有する文書について県の条例に準じた公開制度（以下「文書公開制度」という。）の実施がなされています。

対象となる出資法人の範囲は、表14のとおりであり、経営状況資料の公表および文書公開制度の実施の対象となる法人が28法人（14-1参照）、経営状況資料の公表の実施の対象となる法人が11法人（14-2参照）であり、全体で39の出資法人が対象となっています（平成16年4月1日現在）。

表14 出資法人の情報公開制度の対象法人（平成16年4月1日現在）

14-1

[28法人]

出資法人の名称	所管課	
(財)滋賀県大学等学術文化振興財団	政策調整部	企画調整課
滋賀県土地開発公社		企画調整課
(財)淡海文化振興財団	県民文化生活部	県民文化課
(財)滋賀県文化振興事業団		県民文化課
(財)びわ湖ホール		県民文化課
(財)国際湖沼環境委員会	琵琶湖環境部	水政課
(財)滋賀県環境事業公社		廃棄物対策課
(財)滋賀県下水道公社		下水道計画課
(社)滋賀県造林公社		林務緑政課
(財)びわ湖造林公社		林務緑政課
(財)滋賀県緑化推進会		林務緑政課
(社福)滋賀県社会福祉事業団	健康福祉部	健康福祉政策課
(財)滋賀県動物保護管理協会		生活衛生課
(財)滋賀県産業支援プラザ	商工観光労働部	商工観光政策課
(社)びわこビジターズビューロー		商工観光政策課
(財)滋賀県陶芸の森		新産業振興課
(財)滋賀県国際協会		国際課
(財)滋賀県障害者雇用支援センター		労政能力開発課
(財)滋賀県農地協会		農政水産部
(財)滋賀食肉公社	畜産課	
(財)滋賀県水産振興協会	水産課	
(財)滋賀県建設技術センター	土木交通部	監理課
滋賀県道路公社		道路課
滋賀県住宅供給公社		住宅課
(財)滋賀県公園・緑地センター		都市計画課
(財)滋賀県建築助成公社		住宅課
(財)滋賀県体育協会	教育委員会	保健体育課
(財)暴力団追放滋賀県民会議	警察本部	暴力団対策課

出資法人の名称	所管課	
(財)滋賀総合研究所	政策調整部	企画調整課
(財)びわ湖空港周辺整備基金		企画調整課
(財)滋賀県消防協会	県民文化生活部	総合防災課
(財)びわ湖レイクフロントセンター	琵琶湖環境部	水政課
(財)糸賀一雄記念財団	健康福祉部	障害福祉課
滋賀県信用保証協会	商工観光労働部	商工観光政策課
(財)滋賀県勤労者福祉協会		労政能力開発課
(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金	農政水産部	農産流通課
(社)滋賀県養豚価格安定基金協会		畜産課
(株)滋賀食肉地方卸売市場		畜産課
(財)滋賀県文化財保護協会	教育委員会	文化財保護課

(2) 出資法人の情報公開制度の実施状況

平成 16 年度は、上記(1)の出資法人のうち、規程等を定めて当該出資法人が保有する文書について県の公文書公開制度に準じた公開制度（文書公開制度）を実施している出資法人が 33 法人ありました。平成 16 年度における出資法人の文書公開制度の実施状況は表 15 のとおりです。

表15 平成16年度(H16.4.1~H17.3.31) 出資法人情報公開実施状況

出資法人の名称	所管課	情報公開 規程 制定期日	実施状況							異議 申出
			公開 申出	処理状況					合計	
				公開	部分 公開	非公開	不存在	取下げ		
(財)滋賀県大学等学術文化振興財団	企画調整課	H13.10.1	0						0	
滋賀県土地開発公社	企画調整課	H13.10.1	1		1				1	
(財)淡海文化振興財団	県民文化課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県文化振興事業団	県民文化課	H13.10.1	1	1					1	
(財)びわ湖ホール	県民文化課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県動物保護管理協会	生活衛生課	H13.10.1	0						0	
(財)国際湖沼環境委員会	水政課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県環境事業公社	資源循環推進課	H13.10.1	1		1				1	
(財)滋賀県下水道公社	下水道計画課	H13.10.1	0						0	
(社)滋賀県造林公社	林務緑政課	H13.10.1	0						0	
(財)びわ湖造林公社	林務緑政課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県緑化推進会	林務緑政課	H13.10.1	0						0	
(社福)滋賀県社会福祉事業団	健康福祉政策課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県産業支援プラザ	商工政策課	H13.10.1	0						0	
(社)びわこビクターズビューロー	商業観光振興課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県陶芸の森	新産業振興課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県国際協会	国際課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県障害者雇用支援センター	労政能力開発課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県農地協会	農業経営課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県食肉公社	畜産課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県水産振興協会	水産課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県建設技術センター	監理課	H13.10.1	0						0	
滋賀県道路公社	道路課	H13.10.1	3	1	2				3	
(財)滋賀県公園・緑地センター	都市計画課	H13.10.1	0						0	
滋賀県住宅供給公社	住宅課	H13.10.1	1		1				1	
(財)滋賀県建築助成公社	住宅課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県体育協会	スポーツ健康課	H13.10.1	0						0	
(財)暴力団追放滋賀県民会議	警察本部 組織犯罪対策課	H14.4.1	0						0	
(財)滋賀総合研究所	企画調整課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県勤労者福祉協会	労政能力開発課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金	農業経営課	H13.11.29	0						0	
(社)滋賀県養豚価格安定基金協会	畜産課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県文化財保護協会	教育委員会事務局 文化財保護課	H13.10.1	0						0	
合 計			7	2	5	0	0	0	7	0

(3) 異議の申出、情報公開審査会の審査および出資法人の処理の状況

文書公開申出に対する出資法人の決定に対する異議の申出が1件出され、これについて、滋賀県知事より滋賀県情報公開審査会に意見照会があったので審議を行いました。

審査会は、滋賀県道路公社が行った道路公社料金徴収業務委託関係文書の一部公開決定について、非公開とされたうちの一部について、公開が妥当である旨を回答し、公社は、審査会の意見を受け、当初非公開としたうちの一部について、公開を実施しました。

表16 異議の申出に係る情報公開審査会への意見照会の内容および処理状況

照会 番号	意見照会の内容	出資法人 決定内容	異議の申出 照会	審査会審議状況 審査会開催状況	回答
1	「 (団地) の住宅分譲 に関する文書」	滋賀県住宅 供給公社	異議の申出 H14. 3.20 (補正 H14. 4.5)	第1号意見 一部取消 H15.7.15	一部認容 H15.8.19
		一部公開 H14. 2.19	知事への 意見照会 H14. 6. 4 知事からの 意見照会 H14. 6.19	開催回数7回 処理日数392日	
2	「料金徴収業務指名競争入 札参加資格申請書 他」	滋賀県道路 公社	異議の申出 H15.7.29	第2号意見 一部取消 H16.10.4	一部認容 H16.10.29
		一部公開 H15.7.4	知事への 意見照会 H15.9.9 知事からの 意見照会 H15.9.26	開催回数7回 処理日数369日	

資

料

資料 1 平成 1 5 年度 公文書公開請求内容および処理状況

(別ファイル)

資料 2 滋賀県情報公開審査会の答申（平成16年度）

平成 16 年度に諮問された事案については、いずれも審議途中で、新たな答申はありませんでした。

資料3 情報公開制度施行17年間の推移（昭和63年度～平成16年度）

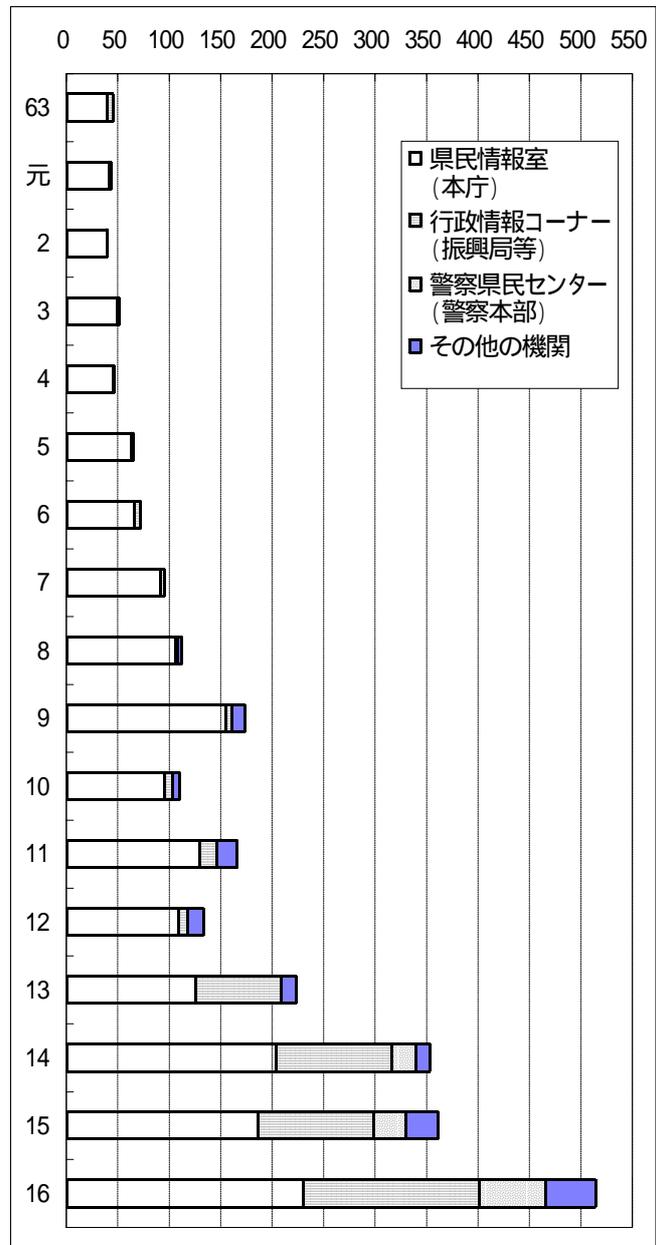
昭和63年度～平成12年度： 滋賀県公文書の公開等に関する条例

平成13年度～平成16年度： 滋賀県情報公開条例

1 公文書公開請求件数の状況（昭和63年度～平成16年度）

表1 公文書公開請求件数の状況 (件)

年度	県民情報室 (本庁)	行政情報コーナー (振興局等)	警察県民センター (警察本部)	その他の機関	合計
63	40	5			45
元	42	1			43
2	39	1			40
3	49	2			51
4	45	1			46
5	63	2			65
6	66	6			72
7	91	4			95
8	106	2		4	112
9	155	6		12	173
10	95	8		7	110
11	129	17		20	166
12	109	9		15	133
13	125	84		14	223
14	204	112	24	13	353
15	186	113	31	31	361
16	230	171	65	48	514
計	1,774	544	55	164	2,602



2 公文書公開請求の実施機関別内訳（昭和63年度～平成16年度）

実施機関	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
知事	45	42	39	48	46	64	69	80	98
政策調整部							1	8	2
総務部	33	31	29	25	27	9	9	17	18
県民文化生活部	1		9	5	8	20	31	24	19
琵琶湖環境部				2	1	2	4	4	6
健康福祉部	1	2	1	3	7	15	2	4	5
商工観光労働部	6	1						1	2
農政水産部	4	3		8	1	12	12	9	18
土木交通部		5		5	2	6	10	11	24
出納局								2	4
議会									
教育委員会		1		2			3	10	10
選挙管理委員会				1					
人事委員会			1						
監査委員						1		5	4
公安委員会									
警察本部長									
労働委員会									
収用委員会									
海区漁業調整委員会									
内水面漁場管理委員会									
公営企業管理者									
合計	45	43	40	51	46	65	72	95	112

実施機関	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	合計
知事	146	90	139	126	209	281	308	405	2,235
政策調整部	12	5	2	2	3	5	9	14	63
総務部	21	10	18	31	10	6	19	16	329
県民文化生活部	39	17	19	7	4	3	3	11	220
琵琶湖環境部	17	25	45	48	72	86	51	99	462
健康福祉部	9	4	4	9	57	87	37	64	311
商工観光労働部	1	1	1		3	2	2	1	21
農政水産部	12	7	11	4	9	18	19	23	170
土木交通部	22	11	34	22	50	74	166	176	618
出納局	13	10	5	3	1	0	2	1	41
議会			1	4	4	15	7	19	50
教育委員会	24	17	16	2	6	13	6	29	139
選挙管理委員会			2	2	7	20	16	7	55
人事委員会		1	2						4
監査委員	3	1				2	1		17
公安委員会									0
警察本部長						25	33	65	123
労働委員会			1						1
収用委員会		1							1
海区漁業調整委員会	1		2			1			4
内水面漁場管理委員会						1			1
公営企業管理者			3		1			3	7
合計	174	110	166	134	227	358	371	528	2,637

注 1件の請求で複数の部局にわたるものがあるので、合計数が公文書公開請求件数より多くなっている。

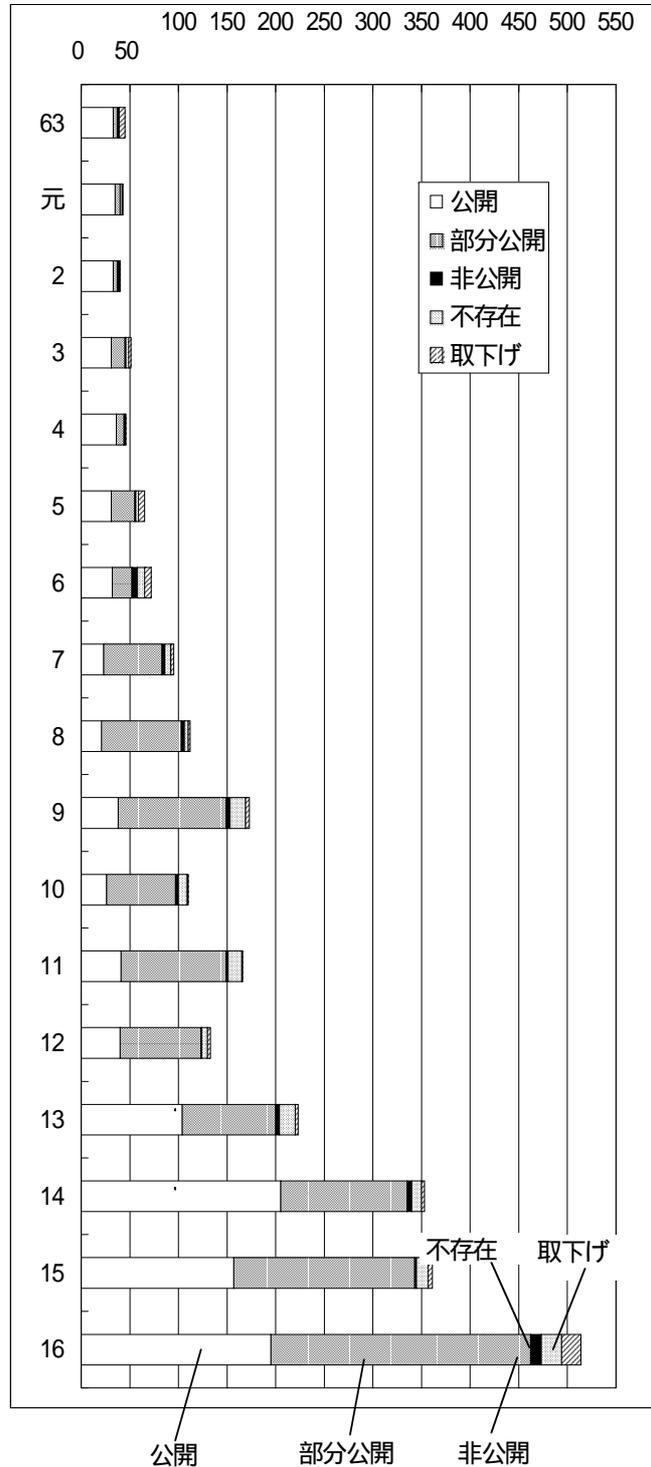
平成14年度までの政策調整部の件数は、直属であったときの件数、平成14年度までの県民文化生活部の件数は、企画県民部のものである。

各部局別内訳は、各部関係の出先機関分を含んだもの。

3 公文書公開請求の決定状況（昭和63年度～平成16年度）

表5 公開等の決定状況

年度	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	件数
63	33	4	2		6	45
元	35	5		2	1	43
2	33	4	2		1	40
3	31	14	1	3	2	51
4	36	8		1	1	46
5	31	24	1	3	6	65
6	32	20	6	7	7	72
7	23	60	3	6	3	95
8	21	82	3	4	2	112
9	38	111	4	16	4	173
10	26	71	3	9	1	110
11	41	108	2	14	1	166
12	40	83	1	6	3	133
13	104	96	4	16	3	223
14	205	130	5	10	3	353
15	157	186	2	12	4	361
16	195	267	11	21	20	514
計	1,081	1,273	50	130	68	2,602



4 非公開決定等の理由別内訳（昭和63年度～平成16年度）

非公開理由	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
個人情報 (条例第6条第1号)	3 42.9%	5 38.5%	2 14.3%	12 35.3%	7 36.8%	15 31.9%	16 37.2%	38 40.0%	71 39.2%	82 29.5%	59 36.0%
法人情報 (条例第6条第2号)	2 28.6%	4 30.8%	0.0%	12 35.3%	3 15.8%	9 19.1%	10 23.3%	17 17.9%	38 21.0%	65 23.4%	43 26.2%
公共安全情報 (条例第6条第3号)	1 14.3%	3 23.1%	0.0%	9 26.5%	2 10.5%	11 23.4%	5 11.6%	18 18.9%	35 19.3%	72 25.9%	39 23.8%
法令秘情報 (条例第6条第4号)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1 0.4%	0.0%
機関委任事務情報 (条例第6条第5号)	0.0%	0.0%	0.0%	1 2.9%	1 5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1 0.4%	0.0%
意思形成過程情報 (条例第6条第6号)	0.0%	0.0%	4 28.6%	0.0%	1 5.3%	6 12.8%	4 9.3%	6 6.3%	7 3.9%	11 4.0%	6 3.7%
行政運営情報 (条例第6条第7号)	1 14.3%	1 7.7%	4 28.6%	0.0%	2 10.5%	6 12.8%	8 18.6%	14 14.7%	29 16.0%	43 15.5%	15 9.1%
国等協力関係情報 (条例第6条第8号)	0.0%	0.0%	4 28.6%	0.0%	3 15.8%	0.0%	0.0%	2 2.1%	1 0.6%	3 1.1%	2 1.2%
合 計	7 100%	13 100%	14 100%	34 100%	19 100%	47 100%	43 100%	95 100%	181 100%	278 100%	164 100%

非公開理由	11年度	12年度	合計
個人情報 (条例第6条第1号)	88 46.1%	67 42.1%	465 37.3%
法人情報 (条例第6条第2号)	34 17.8%	44 27.7%	281 22.6%
公共安全情報 (条例第6条第3号)	53 27.7%	38 23.9%	286 23.0%
法令秘情報 (条例第6条第4号)	0.0%	1 0.6%	2 0.2%
機関委任事務情報 (条例第6条第5号)	0.0%	-	3 0.2%
意思形成過程情報 (条例第6条第6号)	1 0.5%	3 1.9%	49 3.9%
行政運営情報 (条例第6条第7号)	14 7.3%	5 3.1%	142 11.4%
国等協力関係情報 (条例第6条第8号)	1 0.5%	1 0.6%	17 1.4%
合 計	191 100%	159 100%	1,245 100%

非公開理由	13年度	14年度	15年度	16年度
個人に関する情報 (条例第6条第1号)	83 56.1%	86 52.4%	141 56.9%	195 53.1%
法人等に関する情報 (条例第6条第2号)	55 37.2%	45 27.4%	64 25.8%	101 27.5%
公共の安全等に関する情報 (条例第6条第3号)	0.0%	8 4.9%	9 3.6%	25 6.8%
法令秘に関する情報 (条例第6条第4号)	1 0.7%	1 0.6%	0 0.0%	1 0.3%
審議、検討等に関する情報 (条例第6条第5号)	1 0.7%	1 0.6%	5 2.0%	4 1.1%
事務または事業に関する情報 (条例第6条第6号)	8 5.4%	23 14.0%	29 11.7%	41 11.2%
合 計	148 100%	164 100%	248 100%	367 100%

注1 平成12年度までは、滋賀県公文書の公開等に関する条例に基づく非公開理由となります。また、平成12年度については、同条例の一部改正により機関委任事務情報（条例第6条第5号）が削除され、条例第6条第6号から第8号までの号数が一つずつ繰り上がっています。

2 1件で非公開理由が複数あるものがあるため、非公開理由の適用数の合計は、部分公開・非公開決定件数を上回っています。

5 不服申立て、情報公開審査会の審査および実施機関の処理の状況（昭和63年度～平成16年度）

表6 不服申立ての処理状況

年度	不服申立ての状況					情報公開審査会										実施機関の処理					
	不服申 立て係 属件数	内訳		諮問前 取下げ	未諮問	諮問 係属 件数	内訳		諮問の 取下げ	答申 件数	内訳				審議中	決定 裁決	内訳				未処理 (答申後)
		前年度 からの 繰越件数	当年度中 申立て 件数				前年度 からの 繰越件数	当年度中 諮問件数			原処分 妥当	一部 取消し	取消し	却下			認容	一部 認容	棄却	却下	
昭和 63年度	2	-	2			2	-	2	2		2				2		2				
平成 元年度																					
2年度	1		1			1		1	1	1				1				1			
3年度	1		1			1		1	1		1			1			1				
4年度																					
5年度	2		2			2		2	1 (2)	1 (2)				2				2			
6年度	3		3		1	2		2	1	1			1	1				1			
7年度	3	2	1			2	1	1	2	1	1			2 <1>				2 <1>			1
8年度	6	1	5			4		4	1	2	1		1	3 <1>		1		1 <1>	1		1
9年度	4	2	2			3	1	2	1		1		2	1				1			1
10年度	5	3	2			4	2	2	2		2		2	1				1			2
11年度	6	4	2			4	2	2	2	1		1		3	1	2					
12年度	3	1	2			3	1	2	2		1		1	2			1			1	
13年度	5	1	4		1	4	1	3	1		1		3	1			1				
14年度	10	4	6	2	1	7	3	4	1	4		1	2	2	2		1			1	2
15年度	4	4		1		2	2		2	1	1			2	2						2
16年度	6		6			6		6						6	2		1	1			
計	-	-	39	3	-	-	-	34	4	23 (24)	6 (7)	11	3	3	-	26 <2>	3	10	10 <2>	3	-

注 ()内の件数は、処理された事案数を表したもの（併合審理により答申1件で複数の諮問事案が処理されたものがあるため）、< >内の件数は、実施機関が審査会に諮問せずに決定した件数で内数を表したもの。

6 情報公開審査会の諮問案件の内容および処理状況（昭和63年度～平成16年度）

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
1	昭和63年2月12日付け滋賀県指令八農第5163号（農地転用不許可処分）につき知事が参考にした農業委員会の「O氏関係農舎経緯書」	知事	異議申立て S63. 6.27	答申第1号 一部取消し H元. 2.15	一部認容 H元. 3. 8
		非公開 S63. 6.20	諮問 S63. 6.30	開催回数 5回 処理日数 231日	
2	昭和62年1月1日から同年12月31日までの間に能登川町農業委員会が県知事に進達した農地法第4条または第5条の許可申請書及びその添付書類たる意見書	知事	異議申立て S63. 7. 6	答申第2号 一部取消し H元. 2.15	一部認容 H元. 3. 8
		非公開 S63. 6.30	諮問 H元. 2.15	開催回数 5回 処理日数 225日	
3	第6次空港整備五箇年計画に関する運輸省のヒアリングのために県が作成し、提出した「空港計画平面図」	知事	異議申立て H 2. 7.27	答申第3号 原処分妥当 H 2.12.26	棄却 H 3. 1.21
		非公開 H 2. 7.20	諮問 H 2. 8. 2	開催回数 4回 処理日数 147日	
4	平成2年6月15日より開始された第6次空港整備五箇年計画に対する県提出のヒアリング資料の内「びわこ空港計画平面図」	知事	異議申立て H 3. 5. 7	答申第4号 一部取消し H 4. 2.21	一部認容 H 4. 3.19
		非公開 H 3. 3. 6	諮問 H 3. 5.27	開催回数 6回 処理日数 271日	
5	集落整備構想(日野・蒲生)平成4年度分補助金報告書	知事	異議申立て H 5. 8.13	答申第5号 (諮問第6号と併合審査) 原処分妥当 H 6. 3.11	棄却 H 6. 3.31
		部分公開 H 5. 6.15	諮問 H 5. 8.26	開催回数 6回 処理日数 198日	
6	「92年4月から93年3月までに県と町および集落との覚書・確認書等の交換した文書のすべて」および「農村下水道整備補助金(蒲生町の地元名および空港関連受益者負担金に関する文書・明細・確認書等)」	知事	異議申立て H 5. 8.24	答申第5号 (諮問第5号と併合審査) 原処分妥当 H 6. 3.11	棄却 H 6. 3.31
		部分公開 H 5. 6.24	諮問 H 5. 8.26	開催回数 6回 処理日数 198日	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
7	滋賀県公文書公開審査会議事録（第24回～第29回）	知事	異議申立て H 6. 6.10	答申第6号 原処分妥当 H 6. 3.11	棄却 H 6.12.20
		非公開 H 6. 4.25	諮問 H 6. 6.16	開催回数 4回 処理日数 173日	
8	空港整備事務所の折衝費の明細・領収書等（平成5年度）	知事	異議申立て H 6. 7. 1	答申第7号 原処分妥当 H 7. 5.10	棄却 H 7. 5.31
		非公開 H 6. 5.30	諮問 H 6. 7.11	開催回数 7回 処理日数 303日	
9	空港基本計画関連資料（運輸省資料）	知事	異議申立て H 7. 5.29	答申第8号 一部取消し H 8. 3.29	一部認容 H 8. 5.29
		部分公開 H 7. 5.15	諮問 H 7. 6.16	開催回数 9回 処理日数 287日	
10	（仮称）びわ湖ホール開設準備担当滋賀県顧問の報酬支給明細書（平成7年4月以降）	教育委員会	異議申立て H 8. 5. 2	答申第9号 却下 H 8.11.21	却下 H 8.11.29
		非公開 H 8. 3. 6	諮問 H 8. 6. 4	開催回数 4回 処理日数 178日	
11	水稻航空防除実施地図1/10,000（平成3年～7年度分）	知事	異議申立て H 8. 6.24	答申第10号 原処分妥当 H 9. 3.31	棄却 H 9. 4.17
		不存在通知 H 8. 6.12	諮問 H 8. 8.22	開催回数 5回 処理日数 222日	
12	平成7年度道路課の食糧費の支出に関する書類	知事	異議申立て H 8. 8. 6 取下げ H 8.10.18	-	-
		部分公開 H 8. 6.27	諮問 H 2. 8.28 取下げ H 8.10.30	-	
13	県警総務課の平成7年度の旅費・懇談会費の支出に係る支出負担行為兼支出命令決議書	知事	異議申立て H 8.11.15	答申第11号 一部取消し H10. 3.31	棄却 H10. 5.25
		非公開 H 8.10.29	諮問 H 8.12. 3	開催回数 12回 処理日数 484日	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
14	平成8年度の知事交際費の支出書類	知事	異議申立て H 9. 8.11	答申第12号 一部取消し H11. 3.30	一部認容 H11. 4.16
		部分公開 H 9. 6.17	諮問 H 9. 8.27	開催回数 14回 処理日数 580日	
15	「平成8年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果(文部省からの調査依頼文・県から市町村教育委員会への調査依頼文・各市町村教育委員会別の調査集計を含む)」の部分公開決定処分のうち「登校拒否」の部分公開に係る部分	教育委員会	異議申立て H10. 3.16	答申第13号 一部取消し H11. 3.30	一部認容 H11. 4.23
		部分公開 H10. 1.20	諮問 H10. 3.27	開催回数 8回 処理日数 368日	
16	平成9年度及び10年度分直近の警察本部の需用費にかかる支出負担行為兼支出命令決議書、支出命令決議書精算書・確認書、戻入決議書(兼精算書・確認書)、更正決議書(支出更生)	知事	異議申立て H11. 1.21	答申第15号 一部取消し H12. 8.11	一部認容 H12.10. 3
		部分公開 H10.11.20	諮問 H11. 1.29	開催回数 11回 処理日数 559日	
17	(株)に係るダイオキシン類煙道排ガス調査結果	知事	異議申立て H11. 1. 5	答申第14号 取消し H11.10.15	認容 H11.12.17
		非公開 H10.11.19	諮問 H11. 2. 1	開催回数 9回 処理日数 257日	
18	平成10年度滋賀県職員上級試験(経験者採用)の試験結果及び順位	人事委員会	異議申立て 補正 H11. 5.31 (当初 H11. 4. 9) 取下げ H12. 1. 9	-	-
		非公開 H11. 3. 5	諮問 H11. 7.23 取下げ H12. 1.20	-	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
19	平成10年度滋賀県職員上級試験(経験者採用)の採点項目及びその結果(各試験の中の詳細項目)	人事委員会	異議申立て H11. 6.18 取下げ H12. 1. 9	-	-
		非公開 H11. 5.31	諮問 H11. 7.23 取下げ H12. 1.20	-	
20	平成12年9月に行われた県立大学学長選挙の予備選挙・本選挙における投票録・開票録・有権者名簿	知事	異議申立て H12.11.27	答申第17号 一部取消し H14. 2.13	一部認容 H14. 3. 5
		非公開 H12.11.13	諮問 H12.12.11	開催回数 9回 処理日数 429日	
21	滋賀県原子力防災懇話会(第1回～第4回)の録音記録	知事	異議申立て H12.10.20	答申第16号 却下 H13. 3.16	却下 H13. 3.29
		却下 H12. 8.21	諮問 H12.12.27	開催回数 2回 処理日数 78日	
22	「要介護認定における一次判定用ソフトウェア(通信機能に係る部分を除く)」	知事	異議申立て H13. 8.28 取下げ H14. 6.11	-	-
		非公開 H13. 7.25	諮問 H13. 9.20 取下げ H14.6.18	-	
23	「大津市 町 申請官民境界申請場所(申請場所の分る書類)平成 年 月 日申請、同年 月 日大津土木 職員現地立会箇所」	知事	異議申立て H13. 6. 4	答申第18号 却下 H14. 9.26	却下 H14.11.21
		一部公開 H13. 5.25	諮問 H13. 9.27	開催回数 8回 処理日数 365日	
24	「 処分場にかかる県調査委員会の議事録又はテープ」	知事	異議申立て H14. 3. 4	答申第19号 一部取消し H14.12. 6	一部認容 H15. 3.28
		非公開 H14. 2.22	諮問 H14. 3.11	開催回数 6回 処理日数 271日	
25	「栗原地先の県の取得した土地にかかる取得に際する書類一式(鑑定書、売買契約書等)」	知事	異議申立て H14. 6.28	答申第20号 取消し H14.12. 6	認容 H15.4.15
		一部公開 H14. 5.31 (H14. 4.23)	諮問 H14. 7.23	開催回数 4回 処理日数 137日	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
26	「施設整備計画 H12.12 の欄の施設整備計画図面一切 栗原地先の用地取得 (18ha) に係る請求書および支払日がわかる書類一切」	知事	異議申立て H14. 7. 29	答申第21号 取消し H14.12. 6	認容 H15.4.15
		一部公開 H14. 6.20	諮問 H14. 8.29	開催回数 3回 処理日数 100日	
27	「平成15年度(2003年度)滋賀県公立学校教員採用選考試験に係る文書」	教育委員会	審査請求 H14.12.27	答申第22号 一部取消し H16. 3.26	一部認容 H16.6.30
		一部公開 H14.11.20	諮問 H15. 2. 7	開催回数10回 処理日数413日	
28	「平成15年度(2003年度)滋賀県公立学校教員採用選考試験の選考基準等」	教育委員会	審査請求 H14.12.27	答申第23号 原処分妥当 H16. 3.26	棄却 H16.6.30
		一部公開 H14.11.20	諮問 H15. 2. 7	開催回数10回 処理日数413日	
29	「警察署捜査費関係文書」	警察本部長	審査請求 H16. 4.20	審議中	
		一部公開 H16. 3.29	諮問 H16. 5.31		
30	「県立高等学校長通勤届等関係文書」	教育委員会	審査請求 H16. 9.22	審議中	
		非公開 H16. 8. 4	諮問 H16.10.18		
31	「産廃処理状況報告リスト関係文書」	知事	異議申立て H16.10.20	審議中	
		一部公開 H16.10.18	諮問 H16.11. 1		
32	「意見交換会録音テープ」	知事	異議申立て H16.10.20	審議中	
		一部公開 H16.10.18	諮問 H16.11. 1		

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
33	「県立中学校出願者数総括 表関係文書」	教育委員会	審査請求 H17. 2.17	審議中	
		一部公開 H17. 2.14	諮問 H17. 3.22		
34	「県立中学校入試合否判定 資料関係文書」	教育委員会	審査請求 H17. 2.17	審議中	
		一部公開 H17. 2.14	諮問 H17. 3.22		

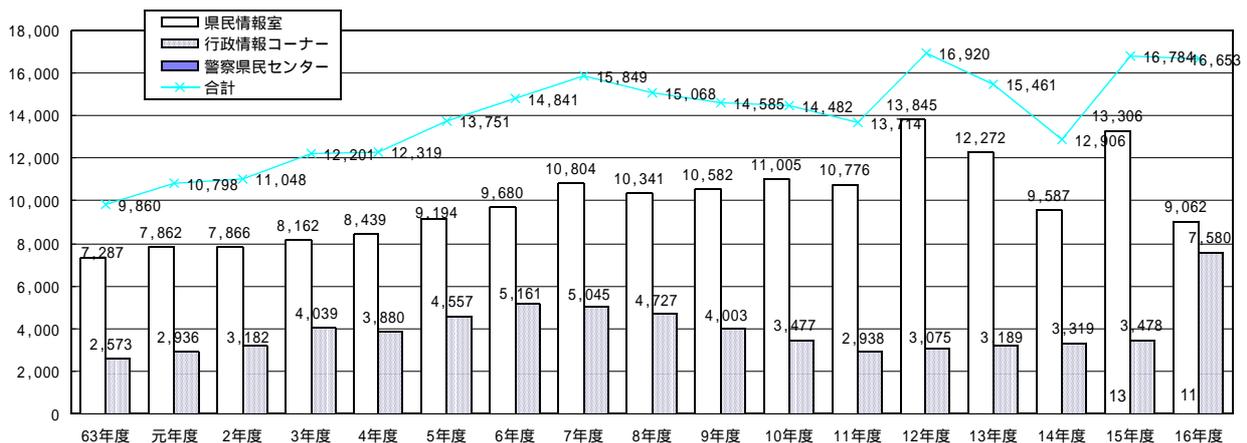
注 平成 16 年度末現在の状況である。

7 県民情報室および行政情報コーナーの利用状況（昭和63年度～平成16年度）

【利用者数】

	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
県民情報室	7,287	7,862	7,866	8,162	8,439	9,194	9,680	10,804	10,341
行政情報コーナー	2,573	2,936	3,182	4,039	3,880	4,557	5,161	5,045	4,727
警察県民センター									
計	9,860	10,798	11,048	12,201	12,319	13,751	14,841	15,849	15,068
(日平均)	(37)	(41)	(43)	(47)	(49)	(57)	(61)	(65)	(62)

9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	合計
10,582	11,005	10,776	13,845	12,272	9,587	13,306	9,062	170,070
4,003	3,477	2,938	3,075	3,189	3,319	3,478	7,580	67,159
						13	11	24
14,585	14,482	13,714	16,920	15,461	12,906	16,797	16,653	237,253
(60)	(59)	(56)	(69)	(62)	(53)	(73)	(69)	



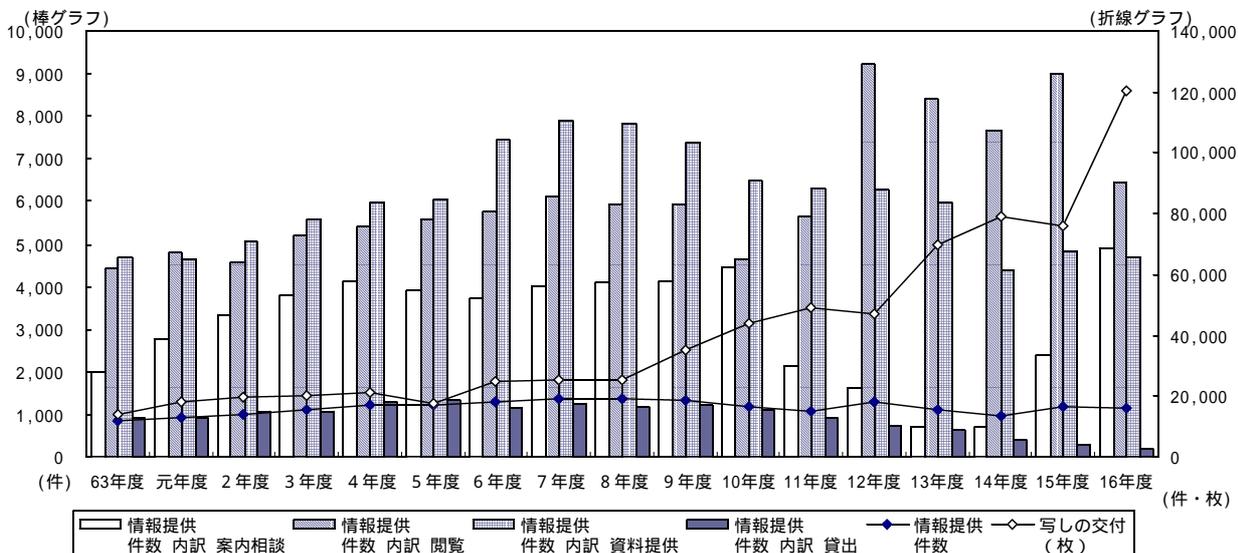
8 情報提供の状況（昭和63年度～平成16年度）

情報提供窓口である県民情報室および行政情報コーナー、警察県民センターでの情報提供の状況です。

表12 情報提供の状況

	情報提供 件数	内 訳				写しの交付 (枚)
		案内相談	閲覧	資料提供	貸出	
昭和63年度	12,012	1,980	4,429	4,676	927	13,858
平成元年度	13,150	2,785	4,783	4,659	923	18,082
平成2年度	14,010	3,321	4,564	5,041	1,084	19,393
平成3年度	15,642	3,794	5,194	5,584	1,070	20,344
平成4年度	16,795	4,129	5,419	5,968	1,279	21,109
平成5年度	16,875	3,894	5,579	6,064	1,338	17,376
平成6年度	18,070	3,713	5,752	7,464	1,141	25,034
平成7年度	19,300	4,015	6,143	7,890	1,252	25,514
平成8年度	19,027	4,105	5,930	7,828	1,164	25,281
平成9年度	18,662	4,143	5,930	7,362	1,227	35,054
平成10年度	16,699	4,450	4,650	6,477	1,122	44,140
平成11年度	15,059	2,151	5,660	6,328	920	49,176
平成12年度	17,856	1,637	9,216	6,269	734	46,919
平成13年度	15,729	687	8,425	5,996	621	69,640
平成14年度	13,181	690	7,692	4,399	400	79,246
平成15年度	16,567	2,408	9,022	4,850	287	75,948
平成16年度	16,253	4,898	6,458	4,700	197	120,276
計	274,887	52,800	104,846	101,555	15,686	706,390

注) 各所属での直接の情報提供は含まれていません。



滋賀県情報公開条例

平成12年10月11日

滋賀県条例第113号

改正 平成13年3月28日条例第10号

平成14年10月22日条例第45号

平成15年3月20日条例第18号

平成16年08月10日 条例第30号

平成16年12月28日 条例第44号

平成16年12月28日 条例第46号

目次

前文

第1章 総則（第1条 第3条）

第2章 公文書の公開（第4条 第18条）

第3章 不服申立て（第19条 第29条）

第4章 情報公開の総合的な推進（第30条 第34条）

第5章 雑則（第35条 第38条）

第6章 罰則（第39条）

付則

私たち滋賀県民は、これまで琵琶湖の環境保全や歴史と風土を生かした個性あるまちづくりに手をたずさえながら取り組む中で、県民と行政との相互の理解と協働の大切さを学んできた。

今、地方分権の新たな時代を迎え、個性輝く滋賀の未来を自らの責任において主体的、かつ、創造的に切り開いていくため、こうした貴重な経験を生かし、県民と県との協働を基調とした県政を確立していくことが求められている。

県民が、県政について十分理解し、判断し、積極的に参画することは、県の保有する情報の共有によってこそ進展するものである。

地方分権による真の自治を確立するためにも、県民と県の相互の信頼関係をより確かなものにし、県民主役の県政を進めていく必要があり、そのためにますます情報公開の重要性が高まってきている。

そもそも県の保有する情報は、県民の共有財産である。したがって、県の保有する情報は公開が原則であり、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負う。

ただし、情報の公開により、県民のプライバシーや公共の利益が侵害されることはあってはならない。

このような認識に立って、この条例を制定し、21世紀を迎えるに当たり、県民と県が力を合わせ、真の地方自治の構築に向かって踏み出すものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進するためには、県民の知る権利を尊重し、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって県民と県との協働による県政の進展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会および公営企業管理者をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）ならびに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 公報、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 滋賀県立近代美術館、滋賀県立琵琶湖博物館その他の県の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(解釈および運用)

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、通常他人に知られたくない個人に関する情報をみだりに公開することのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の適切な保存と迅速な検索に資するため、公文書の管理体制の確立に努めるものとする。

第2章 公文書の公開

(公文書の公開請求権)

第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

(公文書の公開の請求の方法)

第5条 公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名または名称および住所または事務所の所在地ならびに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 公開請求をしようとする公文書の名称その他の当該公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の公開義務）

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人および日本郵政公社の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員ならびに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等および地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為

をいう。)により明らかに公にすることができない情報

- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等および他の地方公共団体の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等もしくは他の地方公共団体が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等または他の地方公共団体の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業または独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に明らかに有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第6条第4号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部または一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨および公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求

を拒否するとき、および公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の決定のうち一部を公開する旨の決定または前項の決定をしたときは、前2項に規定する書面に公開請求に係る公文書の一部または全部を公開しない理由を併せて記載しなければならない。この場合において、実施機関は、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 前条第1項または第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第5条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨およびその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等を行う期限

(事案の移送)

第13条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第10条第1項の決定(以下「公開決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等および他の地方公共団体ならびに公開請求者以外の者(以下この条、第20条および第21条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、

意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第1号イまたは同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨およびその理由ならびに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の実施）

第15条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに公開請求者に対して公文書の公開をしなければならない。

2 公文書の公開は、文書、図画または写真については閲覧または写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（費用負担）

第16条 公開請求に係る公文書（前条第2項ただし書の写しを含む。）の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

（利用者の責務）

第17条 公開請求をしようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（他の制度等との調整）

第18条 この章の規定は、法令または他の条例の規定により何人にも閲覧もしくは縦覧または謄本、抄本その他の写しの交付が認められている公文書にあっては、当該法令または他の条例に定める方法（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）と同一の方法による公文書の公開については、適用しない。ただし、当該法令または他の条例の規定に一定の場合には公開しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 この章の規定は、前項に規定するもののほか、滋賀県立図書館、滋賀県立近代美術館その他の県の施設において一般の利用に供することを目的としている公文書の公開については、適用しない。

(情報通信の技術の利用)

第 18 条の 2 議会は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、公開請求を滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条の規定の例により行わせることができる。

2 議会は、第 10 条第 1 項、同条第 2 項、第 11 条第 2 項、第 12 条および第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、これらの規定による通知を滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例第 4 条の規定の例により行うことができる。

第 3 章 不服申立て

(審査会への諮問等)

第 19 条 公開決定等について行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定または裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに滋賀県情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定または裁決で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号および第 21 条において同じ。）を取り消し、または変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定または裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第 20 条 前条第 1 項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人および参加人

(2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人または参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人または参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第 21 条 第 14 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定または裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、または棄却する決定または裁決

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定または裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(滋賀県情報公開審査会)

第 22 条 第 19 条第 1 項の規定による諮問に応じて調査審議を行うため、滋賀県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員 7 人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 審査会は、第1項の調査審議を行うほか、情報公開に関する制度の運営および改善について、実施機関に意見を述べることができる。

(審査会の調査権限)

第23条 審査会は、前条第1項の調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項および前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人または諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第24条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合においては、不服申立人または参加人は、審査会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第25条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第26条 審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等に対し、審査会に提出された意見書または資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。

(調査審議手続の非公開)

第27条 審査会の行う第22条第1項の調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審査会の組織、運営および調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第30条 実施機関は、第2章に定める公文書の公開のほか、県政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供および情報収集の充実)

第31条 実施機関は、県民が県政の動きを的確に判断できる正確でわかりやすい情報を得られるよう、広報活動その他の情報提供活動の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、県政に関する県民の意向をよりの確に把握するため、広聴活動その他の情報収集活動の充実に努めるものとする。

(政策形成への県民の意見の反映)

第32条 実施機関は、県の基本的な政策を立案しようとする場合は、あらかじめ、その目的、内容その他必要な事項を公表し、広く県民の意見を求めることにより、当該政策に県民の意見を反映する機会を確保するものとする。

(附属機関等の会議の公開)

第33条 実施機関に置く附属機関およびこれに類するものは、法令等の規定により公開することができないこととされている場合その他正当な理由がある場合を除き、その会議を公開するように努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第34条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、実施機関が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、当該出資の公共性にかんがみ、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人において、その性格、業務内容、県の出資の割合等に応じた適切な情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第5章 雑則

(公文書の目録)

第35条 実施機関は、公文書の目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第36条 知事は、毎年度、実施機関の公文書の公開等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(適用除外)

第37条 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に規定する訴訟に関する書類および押収物については、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰則

(罰則)

第39条 第22条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の規定（公安委員会および警察本部長に関する部分に限る。）および付則第 8 項第 2 号の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の滋賀県公文書の公開等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 5 条の規定によりされている公文書の公開の請求は、改正後の滋賀県情報公開条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 1 項の規定による公開請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第 12 条第 1 項の規定により滋賀県公文書公開審査会に対してされている諮問は、新条例第 19 条第 1 項の規定による審査会に対する諮問とみなす。
- 4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。
- 5 旧条例第 13 条第 1 項の規定により置かれた滋賀県公文書公開審査会は、新条例第 22 条第 1 項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第 13 条第 3 項の規定により滋賀県公文書公開審査会の委員に委嘱されている者は、新条例第 22 条第 3 項の規定により審査会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第 4 項の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までとする。
- 7 この条例の施行に伴い新たに任命される審査会の委員の任期は、新条例第 22 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までとする。
- 8 次に掲げる公文書については、新条例第 2 章の規定は、適用しない。
 - (1) 平成 11 年 10 月 1 日前に実施機関（議会に限る。）の職員が作成し、または取得した公文書で当該実施機関が保有しているもの
 - (2) 付則第 1 項ただし書に規定する規則で定める日前に実施機関（公安委員会および警察本部長に限る。）の職員が作成し、または取得した公文書で、当該実施機関が保有しているもの

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 9 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 28 年滋賀県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 44 号の 5 中「滋賀県公文書公開審査会」を「滋賀県情報公開審査会」に改める。

(滋賀県個人情報保護条例の一部改正)

- 10 滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
 - 第 2 条第 3 号中「滋賀県公文書の公開等に関する条例（昭和 62 年滋賀県条例第 37 号）」を「滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号）」に改め、同条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 10 条第 1 項中「または磁気テープ等」を削る。

第 15 条第 2 項を次のように改める。

- 2 個人情報の開示は、文書、図画または写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）

に記録されている場合については閲覧または写しの交付により、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に記録されている場合についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による開示にあつては、実施機関は、公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第15条第3項を削る。

第16条第2項中「ならびに前条第2項および第3項」を「および前条第2項」に改める。

第17条中「または第3項の」を「の規定により」に改める。

(滋賀県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 前項の規定の施行により新たに同項の規定による改正後の滋賀県個人情報保護条例第2条第3号に規定する公文書となるものに記録された個人情報を取り扱う事務に係る同条例第10条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、平成13年4月1日以後、遅滞なく」とする。

付 則(平成13年条例第10号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成14年条例第45号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第6条および第14条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされた公開請求について適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

付 則(平成15年条例第18号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成16年条例第30号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

付 則(平成16年条例第44号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(滋賀県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成16年条例第46号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。